

処分権主義

当事者が訴訟の開始・訴訟物の特定・訴訟の終了・紛争の実体的解決についての処分権能を有し、これらについて自由に決定できるとする主義

訴えとは、ある者が他の者に対する訴訟上の請求を定立し、裁判所に対して請求についての審判を申し立てる行為

訴訟要件(職権調査事項)
訴訟係属の前提となる訴訟行為の有効性
当事者の実におよび当事者能力
訴訟能力および訴訟代理権
裁判権・管轄権
訴訟費用の担保提供
訴えの利益および当事者適格
不起訴の合意および仲裁契約の不存在

裁判所は、当事者が申し立てない事項について、判決をすることができない(訴訟物についての処分権主義:民訴246条)

口頭弁論
(必要的口頭弁論の原則)
(任意的口頭弁論)
双方審尋主義
口頭主義(民訴87)
直接主義(民訴249)
弁論の更新・証拠調べの囑託

口頭弁論の懈怠
時機に遅れた攻撃防御方法の却下(民訴157)
釈明に応じない攻撃防御方法の却下(民訴157)
口頭弁論における当事者の欠席
双方の欠席 一ヶ月以内に期日の申し立てを要しないor連続2回欠席訴え取下擬制(民訴263)
一方の欠席
過去の提出書面記載事項につき陳述擬制(民訴158条)
欠席者が明かに争っていない事項は擬制自白(民訴159条)

弁論主義:事実と証拠の収集を当事者の権限とする建前

主張責任
裁判所は、当事者の主張しない事実を判決の資料として採用してはならない(第1テーゼ)
自白法則
裁判所は、当事者間に争いのない事実(自白された事実)は、そのまま判決の資料として採用しなければならない(第2テーゼ)(民訴179条)
職権証拠調べの禁止
当事者間に争いのある事実を証拠によって認定する際には、必ず当事者の申し出た証拠によらなければならない(第3テーゼ)
対立概念:職権探知主義(裁判所も上記権能を有する)

弁論主義(第1テーゼ)の派生原理
主張責任
当事者が自己に有利な主要事実を主張せず、相手方も主張せず、その事実が口頭弁論終結時まで弁論に現れないとき、その事実はないものとされ、当該一方当事者は不利な裁判を受ける。この一方当事者の不利益を主張責任という。
主張共通の原則
いずれの当事者が主張した事実であっても、裁判所はその者に有利・不利を問うことなく裁判の基礎とする。
訴訟資料と証拠資料の峻別
主要事実とは弁論で主張しない限り訴訟資料たりえない。証拠調べの中で侵害の事実につき裁判所がその存在につき心証を得たとしても、それは証拠資料であって、主張により訴訟資料とされない限りはそれに基づいて裁判はできない。
弁論主義の下、当事者が主張すべき事実とは主要事実であり、法的効果を生じさせる実体法規の要件事実該当する事実である。

弁論主義の適用範囲
主要事実のみ適用され、間接事実、補助事実には適用されない

弁論主義の補充・修正
釈明権(民訴149条)
訴訟関係を明瞭にするため、事実上・法律上の事項に關し、当事者に問いを發し、または立証を促す裁判所の権能

証拠の強制的な提出
特許法104条の2(具体的態様の明示義務)
同105条(書類の提出)
民訴220条文書提出義務

証明責任:ある事実(主要事実)が真偽不明の場合に、その事実を要件とする法律効果の発生または不発生が認められなくなる当事者の不利益
証明責任の分配:法律要件分類説(法律効果を主張する者がそれを基礎づける主要事実の証明責任を負う)

訴えの種類
給付の訴え
確認の訴え
形成の訴え

一部請求
その旨明示したときのみ残余請求可
全部請求

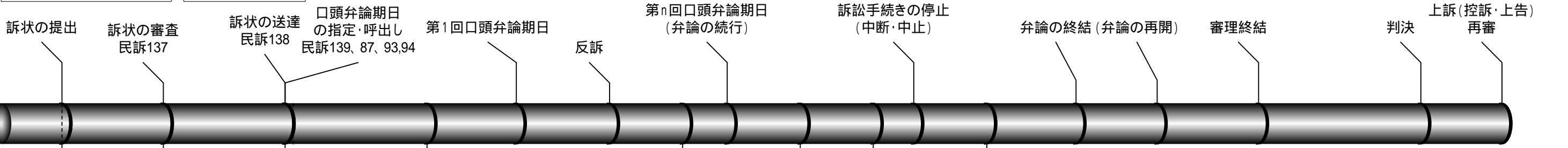
複数請求訴訟
単純併合
予備的併合
選択的併合

期日の種類
口頭弁論期日
弁論準備手続期日
進行協議期日
判決言渡期日
証拠調期日

その他の審理方式
集中審理主義と併行審理主義
当事者進行主義と職権進行主義
適時提出主義・随時提出手記・法定序列主義

訴状の必要的記載事項
当事者および法定代理人
請求の趣旨
請求の原因(民訴133条)

訴えの変更
反訴
中間確認の訴え



訴えの提起
訴え提起の効果
訴訟係属(訴状送達の時点)
訴訟参加・引受(民訴42条等)
訴訟告知
二重起訴の禁止(民訴142条)
実体法上の効果(時効の中断:民147・149条)
(善意占有者の悪意擬制:民189)

当事者の確定
当事者とは、その者の名において判決を求める者(原告等)、および、その者の名宛人とする判決を求められる者(被告等)をいう。
当事者の確定基準は訴状の記載を基準(表示説)

訴訟承継
当然承継
特定承継
参加承継
引受承継

当事者能力:民事訴訟における当事者となりうる一般資格(訴訟要件)

当事者適格:訴訟物たる権利関係について、本案判決を求め、あるいは求められる訴訟手続き上の資格(訴訟要件)(第3者の訴訟担当)

多数当事者訴訟
通常共同訴訟
同時審判申出共同訴訟
必要的共同訴訟
主観的予備的併合
主観的追加的併合
共同訴訟参加
訴訟参加
補助参加
共同訴訟的補助参加
独立当事者参加
訴訟告知

訴訟能力:その名において訴訟行為をなし、または訴訟行為の相手方たりうる能力(これを欠く者の行為は無効)

訴訟上の代理人
法定代理人
任意代理人

口頭弁論における訴訟行為
申立て(本案の申立て、訴訟上の申立て)
主張
法律上の主張:法的効果についての当事者の認識の報告(権利の発生・変更・消滅の主張)
事実上の主張:要件事実の存在否に関する当事者の認識ないし判断の報告:事実上の主張に対する相手方の対応
否認:相手方が証明責任を有する事実を否定すること(単純否認:単に相手方の主張を否定、積極否認:相手の主張と両立しない事実を積極的に陳述して、相手の主張を間接的に否定)
抗弁:自己が証明責任を負う事実の主張
相手の主張を認めながら新たな抗弁事実を提出する制限付き自白
相手の主張を争いながら予備的に抗弁を提出する仮定的抗弁
不知:知らないということ
自白:自己に不利益となる要件事実を告白する行為(裁判外でした自白は間接事実にすぎない)
沈黙:答えない場合である。弁論の全趣旨から明かに争っているとは認められない限り、自白とみなされる(擬制自白)(民訴159条1項)
立証:裁判所に証拠を提出する行為
証拠の申出(民訴180)
証人に対する尋問(民訴202)

訴訟手続きの中断
自然人の死亡など、訴訟当事者または法定代理人について、訴訟行為をなす資格、能力を喪失させる事由が発生した場合、その者、その者に代わる者が訴訟行為をなす状態になるまで手続きを停止すること(民訴124条、125条)
訴訟手続きの中止
裁判所または当事者が訴訟行為を行うことを不可能にする事由が発生した場合、その事由が止むまで手続きを停止すること(民訴130条、131条)
訴訟行為の撤回・取消
申立・主張・立証 原則自由に撤回可
自白成立後は相手の同意、詐欺・脅迫、錯誤・事実反することの立証要す
証拠調べは相手方の同意なしに撤回不可

自由心証主義
証拠による事実認定は裁判官の自由な心証に委ねる
証拠(裁判所による事実認定の材料)
証拠方法:裁判官が五感で調べうる有形物、人証、物証
証拠資料:証拠方法を取り調べた結果得られた証言、鑑定意見、供述、文書の内容、検証結果など
証拠原因:裁判官に確信を抱かせる原因となった証拠資料および弁論の全趣旨
証拠の取り調べは、証人尋問、当事者尋問、鑑定、書証、検証の5つの方法
証明を要しない事実
法規
経験則
当事者が主張しない事実
当事者に争いのない事実
顕著な事実
法律上推定ある事実

判決によらない訴訟の終了
訴えの取下(民訴261条)
請求の放棄(請求に理由がないことを自認する原告の意思表示)
請求の認諾(原告の請求に理由のあることの被告の意思表示)
訴訟上の和解

判決の種類
終局判決(全部判決、一部判決、追加判決)
訴訟判決
本案判決(請求認容判決、請求棄却判決)
中間判決

判決の効力1
既判力
確定判決における主文中の判断について生じる通用力ないし拘束力
既判力の積極的作用
裁判所は既判力で確定された判断に拘束され、これを前提に後訴の審判をしなければならない
既判力の消極的作用
当事者は既判力の生じた判断を争うことは許されず、後訴裁判所はこれを争う当事者の申立・主張・抗弁を排斥しなければならない
既判力の時的範囲(基準時)
事実審の口頭弁論終結時
既判力の客観的範囲(客体)
主文に包含されるもののみ(民訴114)
理由中の判断に既判力持たせたい場合
その事項つき、中間確認の訴え(民訴145条)を提起する。例外:相殺の抗弁(民訴114条)
既判力の主観的範囲(主体)
当事者間のみ(民訴115 1号)
例外:訴訟担当の被担当者(同2号);口頭弁論終結後の承継人(同3号)

判決の効力2
執行力
確定給付判決の主文に掲げられた給付請求権を民事執行手続きによって実現できる根拠となる効力
形成力
形成訴訟において、形成請求を認容する形成判決の確定により、形成内容通りに法律関係の発生・変更・消滅を生じさせる形成判決の効力
参加的効力
争点効(争いあり)
反射効(争いあり)
法律要件の効力